

秋田市公文書管理条例概要・公文書等の管理に関する法律対照表

秋田市公文書管理条例概要	公文書等の管理に関する法律
<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条－第3条）</p> <p>第2章 公文書の管理</p> <p> 第1節 文書の作成（第4条）</p> <p> 第2節 公文書の整理等（第5条－第10条）</p> <p>第3章 法人文書の管理（第11条－第13条）</p> <p>第4章 歴史公文書等の保存、利用等（第14条－第27条）</p> <p>第5章 秋田市公文書管理委員会（第28条－第30条）</p> <p>第6章 雑則（第31条－第36条）</p> <p>附則</p> <p>第1条～第13条 （略）</p> <p>第14条関係（公的団体が保有する歴史公文書等の保存および移管）</p> <p>(1) 公的団体は、市長と協議して定めるところにより、自らが保有する歴史公文書等の適切な保存のために必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>(2) 市長は、(1)の協議による定めに基づき、歴史公文書等について、保存の必要があると認める場合には、当該歴史公文書等を保有する公的団体との合意により、その移管を受けることができること。</p> <p>(3) (2)の場合において、特に必要があると認めるときは、市長は、あらかじめ公文書管理</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条－第3条）</p> <p>第2章 行政文書の管理</p> <p> 第1節 文書の作成（第4条）</p> <p> 第2節 行政文書の整理等（第5条－第10条）</p> <p>第3章 法人文書の管理（第11条－第13条）</p> <p>第4章 歴史公文書等の保存、利用等（第14条－第27条）</p> <p>第5章 公文書管理委員会（第28条－第30条）</p> <p>第6章 雑則（第31条－第34条）</p> <p>附則</p> <p>第1条～第13条 （略）</p> <p>第4章 歴史公文書等の保存、利用等 （行政機関以外の国の機関が保有する歴史公文書等の保存及び移管）</p> <p>第14条 国の機関（行政機関を除く。以下この条において同じ。）は、内閣総理大臣と協議して定めるところにより、当該国の機関が保有する歴史公文書等の適切な保存のために必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>2 内閣総理大臣は、前項の協議による定めに基づき、歴史公文書等について、国立公文書館において保存する必要があると認める場合には、当該歴史公文書等を保有する国の機関との合意により、その移管を受けることができる。</p> <p>3 前項の場合において、必要があると認めるときは、内閣総理大臣は、あらかじめ、国立公文</p>

委員会の意見を聴くことができること。

第15条関係（特定歴史公文書等の保存等）

- (1) 市長は、特定歴史公文書等について、歴史資料として重要でなくなったとして公文書委員会の諮問・答申を経て廃棄される場合（第25条の規定）を除き、永久に保存すべきこと。
- (2) 市長は、特定歴史公文書等について、その内容、保存状態、時の経過、利用の状況等に応じ、適切な保存および利用を確保するために必要な場所において、適切な記録媒体により、識別を容易にするための措置を講じた上で保存すべきこと。
- (3) 市長は、特定歴史公文書等に個人情報記録されている場合には、その漏えい防止のため必要な措置を講ずべきこと。
- (4) 市長は、規則で定めるところにより、特定歴史公文書等の適切な保存および適切な利用に資するために必要な事項を記載した特定歴史公文書等の目録を作成し、公表すべきこと。

書館の意見を聴くことができる。

- 4 内閣総理大臣は、第2項の規定により移管を受けた歴史公文書等を国立公文書館の設置する公文書館に移管するものとする。

（特定歴史公文書等の保存等）

第15条 国立公文書館等の長（国立公文書館等が行政機関の施設である場合にあってはその属する行政機関の長、国立公文書館等が独立行政法人等の施設である場合にあってはその施設を設置した独立行政法人等をいう。以下同じ。）

は、特定歴史公文書等について、第25条の規定により廃棄されるに至る場合を除き、永久に保存しなければならない。

- 2 国立公文書館等の長は、特定歴史公文書等について、その内容、保存状態、時の経過、利用の状況等に応じ、適切な保存及び利用を確保するために必要な場所において、適切な記録媒体により、識別を容易にするための措置を講じた上で保存しなければならない。
- 3 国立公文書館等の長は、特定歴史公文書等に個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。）が記録されている場合には、当該個人情報の漏えいの防止のために必要な措置を講じなければならない。
- 4 国立公文書館等の長は、政令で定めるところにより、特定歴史公文書等の分類、名称、移管又は寄贈若しくは寄託をした者の名称又は氏名、移管又は寄贈若しくは寄託を受けた時期及び保存場所その他の特定歴史公文書等の適切な保存を行い、及び適切な利用に資するために必要な事項を記載した目録を作成し、公表しなければならない。

第16条関係（特定歴史公文書等の利用請求およびその取扱い）

(1) 市長は、次に掲げる情報が記録されている場合を除き、これを利用させなければならないこと（〔 〕内は情報公開条例の相当規定）。

ア 法令等の規定により公にすることができないこととなっている情報[情報公開条例第7条第1号]

イ 個人情報で特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人の識別はできないものの、公にすることでなお個人の権利利益を害するおそれがあるもの（法令等により慣行として公にされ、又は公にすることが予定されているもの、人の生命、健康、生活、財産等を保護するために公にすることが必要と認められるもの、公務員等の職務遂行に係る情報のうちその職、氏名および当該職務の遂行に係る部分に該当するものを除く。）[情報公開条例第7条第2号]

ウ 法人又は事業を営む個人に関する情報で、公にすることによりその正当な利益等を害するおそれがあるもの（人の生命、健康、生活、財産等を保護するために公にすることが必要と認められるものを除く。）

[情報公開条例第7条第3号]

エ 市の機関、国等の事務事業に関する情報で、公にすることにより監査、取締り、租税の賦課徴収等の正確な事実の把握、発見等を困難にするおそれがあるもの[情報公開条例第7条第6号ア]又は市、国等が経

（特定歴史公文書等の利用請求及びその取扱い）

第16条 国立公文書館等の長は、当該国立公文書館等において保存されている特定歴史公文書等について前条第四項の目録の記載に従い利用の請求があった場合には、次に掲げる場合を除き、これを利用させなければならない。

(1) 当該特定歴史公文書等が行政機関の長から移管されたものであって、当該特定歴史公文書等に次に掲げる情報が記録されている場合

イ 行政機関情報公開法第5条第1号に掲げる情報

ロ 行政機関情報公開法第5条第2号又は第6号イ若しくはホに掲げる情報

営する公営企業の経営上の正当な利益を害するおそれがあるもの[情報公開条例第7条第6号オ]

オ 公にすることにより人の生命、身体又は財産の保護、犯罪の予防又は捜査等、公共の安全と秩序の維持等に支障を及ぼすおそれのある情報[情報公開条例第7条第4号]

カ 当該特定歴史公文書等がその全部又は一部を一定の期間公にしないことを条件に法人等又は個人から寄贈され、又は寄託されたものであって、条件としている期間が経過していないもの

キ 当該特定歴史公文書等の原本を利用に供することにより当該原本の破損等を生ずる

ハ 公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると当該特定歴史公文書等を移管した行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報

ニ 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると当該特定歴史公文書等を移管した行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報

(2) 当該特定歴史公文書等が独立行政法人等から移管されたものであって、当該特定歴史公文書等に次に掲げる情報が記録されている場合

イ 独立行政法人等情報公開法第5条第1号に掲げる情報

ロ 独立行政法人等情報公開法第5条第2号又は第4号イからハまで若しくはトに掲げる情報

(3) 当該特定歴史公文書等が国の機関（行政機関を除く。）から移管されたものであって、当該国の機関との合意において利用の制限を行うこととされている場合

(4) 当該特定歴史公文書等がその全部又は一部を一定の期間公にしないことを条件に法人等又は個人から寄贈され、又は寄託されたものであって、当該期間が経過していない場合

(5) 当該特定歴史公文書等の原本を利用に供することにより当該原本の破損若しくはその汚

おそれがある場合又は当該特定歴史公文書等を保存する市長において当該原本が現に使用されている場合

(2) 市長は、利用請求に係る特定歴史公文書等が(1)のア～オに該当するか否かについて判断するに当たっては、作成又は取得時点からの時の経過を考慮するとともに、移管元である実施機関又は地方独立行政法人から利用制限についての意見が付されている場合には、当該意見を参酌しなければならないこと。

(3) 市長は、ア～カに掲げる場合であっても、ア～オに掲げる情報又はカの条件に係る情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、利用請求をした者に対し、当該部分を除いた部分を利用させなければならないこと（当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでないこと。）。

第17条関係（本人情報等の取扱い）

(1) 市長は、個人情報に記載された特定歴史公文書等に対し、その識別される本人から、当該情報が記録されている特定歴史公文書等について利用請求があった場合において、本人であることを示す書類の提示又は提出があったときは、本人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報が記録されている場合を除き、当該特定歴史公文書等を利用させなければならないこと。

損を生ずるおそれがある場合又は当該特定歴史公文書等を保存する国立公文書館等において当該原本が現に使用されている場合

2 国立公文書館等の長は、前項に規定する利用の請求（以下「利用請求」という。）に係る特定歴史公文書等が同項第1号又は第2号に該当するか否かについて判断するに当たっては、当該特定歴史公文書等が行政文書又は法人文書として作成又は取得されてからの時の経過を考慮するとともに、当該特定歴史公文書等に第8条第3項又は第11条第5項の規定による意見が付されている場合には、当該意見を参酌しなければならない。

3 国立公文書館等の長は、第1項第1号から第4号までに掲げる場合であっても、同項第1号イからニまで若しくは第2号イ若しくはロに掲げる情報又は同項第3号の制限若しくは同項第4号の条件に係る情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、利用請求をした者に対し、当該部分を除いた部分を利用させなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

（本人情報の取扱い）

第17条 国立公文書館等の長は、前条第1項第1号イ及び第2号イの規定にかかわらず、これらの規定に掲げる情報により識別される特定の個人（以下この条において「本人」という。）から、当該情報が記録されている特定歴史公文書等について利用請求があった場合において、政令で定めるところにより本人であることを示す書類の提示又は提出があったときは、本人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報が記録されている場合を除き、当該特定歴史公文書等につきこれらの規定に掲げる情報が記録されている部分についても、利用させな

(2) 次に掲げる者は、この条例に定めるところにより、市長に対し、市長の保有する死者を本人とする保有個人情報について、次に掲げる者ごとに定める特定歴史公文書等の利用請求をすることができること。

ア 死者の相続人 財産、不法行為による損害賠償請求権その他の当該死者からの相続を原因として取得した権利義務に関する情報が記載されている特定歴史公文書等

イ 死者の死亡当時における配偶者、子および父母 慰謝料請求権、遺贈その他の当該死者の死に起因して相続以外の原因により取得した権利義務に関する情報が記載されている特定歴史公文書等

ウ 死亡当時未成年者であった死者の親権者 当該死者に関する情報が記載されている特定歴史公文書等

エ (ア)～(ウ)に掲げる者 当該死者の診療録等である特定歴史公文書等

(ア) 死者の死亡当時における配偶者および子

(イ) (ア)に掲げる者がいない場合にあっては、死者の血族である父母

(ウ) (ア)および(イ)に掲げる者がいない場合にあっては、死者の血族である孫、祖父母および兄弟姉妹

オ 市長が公文書管理委員会の意見を聴いた上で認める者 当該死者に関する情報が記載された特定歴史公文書等で市長が公文書管理委員会の意見を聴いた上で認める範囲のもの

第18条関係（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）

(1) 利用請求に係る特定歴史公文書等に国、地

ればならない。

（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）

第18条 利用請求に係る特定歴史公文書等に国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び利用請求をした者以外の者（以下この

方公共団体等および利用請求をした者以外の第三者に関する情報が記録されている場合には、市長は、当該特定歴史公文書等を利用させるか否かについての決定をするに当たって、当該第三者に対し、その利用請求に係る特定歴史公文書等についての必要な事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができること。

(2) 市長は、第三者に関する情報が記録されている特定歴史公文書等の利用をさせようとする場合であって、当該情報が人の生命、健康、生活、財産等の保護のため公にすることが必要であると認められるもの（情報公開条例において、不開示となる個人情報等から除かれているもの）に該当するときは、利用させる旨の決定に先立ち、当該第三者に対し、当該特定歴史公文書等の名称その他必要な事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならないこと（当該第三者の所在が判明しない場合を除く。）。

(3) 市長は、特定歴史公文書等であって、公にすることにより人の生命、身体、財産の保護、犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれのあるものとして移管元の実施機関から意見を付されたものを利用させる旨の決定をする場合には、あらかじめ、移管元の実施機関に対し、利用請求に係る特定歴史公文書等の名称その他必要な事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならないこと。

(4) 市長は、(1)又は(2)の規定により意見書を提出する機会を与えられた第三者が当該特定歴史公文書等を利用させることに反対の意思を表示した意見書を提出した場合に、当該特定歴史公文書等を利用させる旨の決定をする

条において「第三者」という。)に関する情報が記録されている場合には、国立公文書館等の長は、当該特定歴史公文書等を利用させるか否かについての決定をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、利用請求に係る特定歴史公文書等の名称その他政令で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 国立公文書館等の長は、第三者に関する情報が記録されている特定歴史公文書等の利用をさせようとする場合であって、当該情報が行政機関情報公開法第5条第1号ロ若しくは第2号ただし書に規定する情報又は独立行政法人等情報公開法第5条第1号ロ若しくは第2号ただし書に規定する情報に該当すると認めるときは、利用させる旨の決定に先立ち、当該第三者に対し、利用請求に係る特定歴史公文書等の名称その他政令で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

3 国立公文書館等の長は、特定歴史公文書等であって第16条第1項第1号ハ又はニに該当するものとして第8条第3項の規定により意見を付されたものを利用させる旨の決定をする場合には、あらかじめ、当該特定歴史公文書等を移管した行政機関の長に対し、利用請求に係る特定歴史公文書等の名称その他政令で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。

4 国立公文書館等の長は、第1項又は第2項の規定により意見書を提出する機会を与えられた第三者が当該特定歴史公文書等を利用させることに反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、当該特定歴史公文書等を利用させ

ときは、その決定の日と利用させる日との間に少なくとも2週間を置かなければならないこと。この場合において、市長は、その決定後直ちに、当該反対意見書を提出した第三者に対し、利用させる旨の決定をした旨およびその理由ならびに利用させる日を書面により通知しなければならないこと。

第19条関係（利用の方法）

市長が特定歴史公文書等を利用させる場合には、次の区分により行うこと。

- (1) 文書又は図画 閲覧又は写しの交付による。
- (2) 電磁的記録 その種別、情報化の進展状況等を勘案して規則で定める方法による。ただし、閲覧の方法により特定歴史公文書等を利用させる場合にあつては、当該特定歴史公文書等の保存に支障を生ずるおそれがあるとき、その他正当な理由があるときは、その写しの閲覧による。

第20条関係（費用負担）

写しの交付（電磁的記録にあつては、規則で定める方法を含む。）により特定歴史公文書等を利用する者は、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならないこと。

第21条関係（不服申立ておよび公文書管理委員会への諮問）

（略）

る旨の決定をするときは、その決定の日と利用させる日との間に少なくとも二週間を置かなければならない。この場合において、国立公文書館等の長は、その決定後直ちに、当該意見書（第21条第2項第2号において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、利用させる旨の決定をした旨及びその理由並びに利用させる日を書面により通知しなければならない。

（利用の方法）

第19条 国立公文書館等の長が特定歴史公文書等を利用させる場合には、文書又は図画については閲覧又は写しの交付の方法により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して政令で定める方法により行う。ただし、閲覧の方法により特定歴史公文書等を利用させる場合にあつては、当該特定歴史公文書等の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときに限り、その写しを閲覧させる方法により、これを利用させることができる。

（手数料）

第20条 写しの交付により特定歴史公文書等を利用する者は、政令で定めるところにより、手数料を納めなければならない。

2 前項の手数料の額は、実費の範囲内において、できる限り利用しやすい額とするよう配慮して、国立公文書館等の長が定めるものとする。

（異議申立て及び公文書管理委員会への諮問）

第21条 利用請求に対する処分又は利用請求に係る不作為について不服がある者は、国立公文書館等の長に対し、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による異議申立てをすることがで

第22条関係（情報公開条例の準用）
（略）

きる。

2 前項の異議申立てがあったときは、当該異議申立てを受けた国立公文書館等の長は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、公文書管理委員会に諮問しなければならない。

(1) 異議申立てが不適法であり、却下するとき。

(2) 決定で、異議申立てに係る利用請求に対する処分を取り消し又は変更し、当該異議申立てに係る特定歴史公文書等の全部を利用させることとするとき。ただし、当該異議申立てに係る特定歴史公文書等の利用について反対意見書が提出されているときを除く。

（独立行政法人等情報公開法及び情報公開・個人情報保護審査会設置法の準用）

第22条 独立行政法人等情報公開法第19条及び第20条並びに情報公開・個人情報保護審査会設置法（平成15年法律第60号）第9条から第16条までの規定は、前条の規定による異議申立てについて準用する。この場合において、独立行政法人等情報公開法第19条中「前条第2項」とあるのは「公文書等の管理に関する法律（以下「公文書管理法」という。）第21条第2項」と、「独立行政法人等」とあるのは「公文書管理法第15条第1項に規定する国立公文書館等の長」と、同条第2号中「開示請求者（開示請求者が）」とあるのは「利用請求（公文書管理法第16条第2項に規定する利用請求をいう。以下同じ。）をした者（利用請求をした者が）」と、同条第3号中「開示決定等について反対意見書」とあるのは「利用請求に対する処分について公文書管理法第18条第4項に規定する反対意見書」と、独立行政法人等情報公開法第20条中「第14条第3項」とあるのは「公文書管理法第18条第4項」と、同条第1号中「開示決定」とあるのは「利用させる旨の決定」と、同条第2

号中「開示決定等」とあるのは「利用請求に対する処分」と、「法人文書を開示する」とあるのは「特定歴史公文書等（公文書管理法第2条第7項に規定する特定歴史公文書等をいう。以下この号において同じ。）を利用させる」と、「法人文書の開示」とあるのは「特定歴史公文書等を利用させること」と、情報公開・個人情報保護審査会設置法第9条から第16条までの規定中「審査会」とあるのは「公文書管理委員会」と、同法第9条第1項中「諮問庁」とあるのは「諮問庁（公文書等の管理に関する法律（以下「公文書管理法」という。）第21条第2項の規定により諮問をした公文書管理法第15条第1項に規定する国立公文書館等の長をいう。以下この条において同じ。）」と、「行政文書等又は保有個人情報の提示」とあるのは「特定歴史公文書等（公文書管理法第2条第7項に規定する特定歴史公文書等をいう。以下同じ。）の提示」と、「行政文書等又は保有個人情報の開示」とあるのは「特定歴史公文書等の開示」と、同条第3項中「行政文書等に記録されている情報又は保有個人情報に含まれている情報」とあるのは「特定歴史公文書等に記録されている情報」と、同条第4項中「不服申立て」とあるのは「異議申立て」と、「不服申立人」とあるのは「異議申立人」と、「不服申立人等」とあるのは「異議申立人等」と、同法第10条から第13条までの規定中「不服申立人等」とあるのは「異議申立人等」と、同法第10条第2項及び第16条中「不服申立人」とあるのは「異議申立人」と、同法第12条中「行政文書等又は保有個人情報」とあるのは「特定歴史公文書等」と読み替えるものとする。

（利用の促進）

第23条 国立公文書館等の長は、特定歴史公文書等（第16条の規定により利用させることができ

第23条関係（利用の促進）

市長は、特定歴史公文書等について、展示

(インターネットを利用する方法によるものを含む。)、教育現場での活用、資料集の刊行その他の方法により積極的に一般の利用に供するよう努めなければならないこと。

第24条関係 (移管元実施機関等による利用の特例)

特定歴史公文書等を移管した実施機関又は地方独立行政法人が、市長に対しそれぞれの所掌事務又は業務を遂行するために必要があるとして利用請求をした場合には、利用を認めない場合の要件は適用しないこととするもの

第25条関係 (特定歴史公文書等の廃棄)

市長は、特定歴史公文書等として保存されている文書が歴史資料として重要でなくなったと認める場合は、公文書管理委員会に諮問し、その答申を受けた上で、当該特定歴史公文書等を廃棄することができることとするもの

第26条関係 (保存および利用の状況の公表)

市長は、特定歴史公文書等の保存および利用の状況について、毎年度、その概要を公表しなければならないこととするもの

第27条関係 (利用等規則)

- (1) 市長は、特定歴史公文書等の保存、利用および廃棄が前条までの規定に基づき適切に行われることを確保するため、利用等規則を設けなければならないこと。
- (2) 利用等規則には、特定歴史公文書等に関する次に掲げる事項を記載しなければならないこと。

るものに限る。) について、展示その他の方法により積極的に一般の利用に供するよう努めなければならない。

(移管元行政機関等による利用の特例)

第24条 特定歴史公文書等を移管した行政機関の長又は独立行政法人等が国立公文書館等の長に対してそれぞれその所掌事務又は業務を遂行するために必要であるとして当該特定歴史公文書等について利用請求をした場合には、第16条第1項第1号又は第2号の規定は、適用しない。

(特定歴史公文書等の廃棄)

第25条 国立公文書館等の長は、特定歴史公文書等として保存されている文書が歴史資料として重要でなくなったと認める場合には、内閣総理大臣に協議し、その同意を得て、当該文書を廃棄することができる。

(保存及び利用の状況の報告等)

第26条 国立公文書館等の長は、特定歴史公文書等の保存及び利用の状況について、毎年度、内閣総理大臣に報告しなければならない。

2 内閣総理大臣は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、その概要を公表しなければならない。

(利用等規則)

第27条 国立公文書館等の長は、特定歴史公文書等の保存、利用及び廃棄が第15条から第20条まで及び第23条から前条までの規定に基づき適切に行われることを確保するため、特定歴史公文書等の保存、利用及び廃棄に関する定め(以下「利用等規則」という。)を設けなければならない。

2 利用等規則には、特定歴史公文書等に関する次に掲げる事項を記載しなければならない。

<p>ア 保存</p> <p>イ 第20条に規定する費用その他一般の利用に関する事項</p> <p>ウ 特定歴史公文書等に移管した実施機関又は地方独立行政法人による当該特定歴史公文書等の利用に関する事項</p> <p>エ 廃棄</p> <p>オ 保存および利用の状況の公表</p> <p>(3) 市長は、利用等規則を設けようとするときは、あらかじめ公文書管理委員会に諮問し、その答申を受けなければならないこと（これを変更しようとするときも、同様とする。）。</p> <p>(4) 市長は、利用等規則を設けたときは、遅滞なく、これを公表しなければならないこと（これを変更したときも、同様とする。）。</p> <p>第28条～第36条 （略）</p>	<p>(1) 保存に関する事項</p> <p>(2) 第20条に規定する手数料その他一般の利用に関する事項</p> <p>(3) 特定歴史公文書等に移管した行政機関の長又は独立行政法人等による当該特定歴史公文書等の利用に関する事項</p> <p>(4) 廃棄に関する事項</p> <p>(5) 保存及び利用の状況の報告に関する事項</p> <p>3 国立公文書館等の長は、利用等規則を設けようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣に協議し、その同意を得なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>4 国立公文書館等の長は、利用等規則を設けたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。</p> <p>第28条～第34条 （略）</p>
---	--